

大田区立消費者生活センター集会室をご利用の皆様へ

1 集会室の利用時間について

- ・ 午前（9：00～12：00）、午後（13：00～16：30）、夜間（17：30～21：30）の3区分となっています。
- ・ 利用時間には準備および片付け（鍵の返却）の時間を含みます。
- ・ 連続で複数の区分を利用する場合のみ、区分の間の時間を利用できます。

2 集会室の鍵の引渡し

- ・ 利用日当日は使用承認書を提示の上、鍵の引渡しを受けてください。
- ・ 利用時間区分の15分前から引き渡すことができます。

3 集会室の退出および鍵の返却

- ・ 退出時には原状復帰し（配置図参照）施錠したことを確認してから、利用時間区分内に必ず鍵を返却してください。

4 集会室使用にあたっての注意事項

- ・ 入場者の定員は厳守してください。
- ・ 集会室での火気使用は厳禁です。火気使用が判明した場合、利用中止を求める場合があります。
- ・ 廊下に机・椅子などを持ち出して受付などで使用することはできません。
- ・ 盗難については当センターでは一切の責任を負いかねますので十分にご注意ください。
- ・ 共有の付帯設備品は先着順となりますのでお早めにお申込みください。
- ・ 集会室付帯設備の接続等器具の操作は利用者ご自身でお願いいたします。（データが重い場合などには、プロジェクターで画面が表示されるまで大変時間がかかります。）
- ・ 保育室（一室・無料）は先着順となりますのでお早めにお申込みください。ただし保育従事者は付きませんので主催者をご手配ください。
- ・ お子様走り回ったりしないよう保護者ご注意ください。
- ・ 給湯室の使用はくれぐれも火の元に注意してご利用ください。ドアはご使用のつど施錠願います。
- ・ 飲食等に伴うごみ（生ごみ、ビン、缶、ペットボトル等）はすべて各自お持ち帰り願います。
- ・ 墨・絵の具等をトイレの手洗い場や便器に流さないよう願います。
- ・ 飲食物や生花等をお持込になる場合、施設内を汚さないよう必要に応じてシートを敷くなど養生をお願いします。
- ・ 集会室で使用する荷物がある場合は、利用日当日の利用時間内に搬入し、終了後は必ずお持ち帰りください。当センターで事前に預かったり事後配送したりすることはできません。
- ・ 音漏れ防止のため会議や催し物が始まりましたらドアを閉めてください。
- ・ 敷地内禁煙となっております。
- ・ 壁、柱、窓、扉、床等に紙やテープ等を貼ったり、釘、鋸を打ったりしないでください。
- ・ 危険物品、動物の持ち込みは禁止です。（盲導犬、聴導犬、介助犬は可）

（裏面につづく）

- ・ 騒音、怒声等を発する、または暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為はしないでください。このような行為を見受けられた場合退出していただく事もあります。
- ・ 催し物の配布物は事前に「配布見本」を一部当センターに提出すると共に、配布方法、配付日を余白に記入願います。また、問合せ先には、大きく「主催者〇〇〇〇」と「連絡先」を明記し、「利用集会室名」も入れてください。当センター電話番号は掲載できません。当センター名の使用は会場名のみに留めてください。
- ・ 施設の管理上必要がある場合は、利用中の施設内に係員が立ち入ることがあります。
- ・ 主催者には上記のことを守っていただくとともに、入場者にも周知徹底してください。

5 駐輪場

- ・ 消費者生活センター1階の中華料理店のとなりです。駐輪場利用券を受け取り、用件終了後に1階で「消費者生活センター」の確認印を受け、駐輪場で提出していただければ無料となります。
- ・ *ただし、消費者生活センター利用分を超えた場合には、有料となります。

6 駐車場

- ・ 先着順でのご利用となります。予約はできません。
- ・ 駐車場は自動車6台分のスペース(身障者用1台を含む)でバイクと兼用になります。
- ・ 駐車場利用の方は駐車券をお渡ししますので1階係員に申し出てください。駐車券はフロントガラス内に見えるように置いてください。用件終了後、駐車券はお返しください。(駐車場が満車の場合は大田区役所地下駐車場等有料施設をご利用ください)
- ・ 駐車台数に限りがあるため、なるべく公共の交通機関をご利用ください。

7 営利目的の使用禁止と利用不承認について

- ・ 商品の販売等の営利目的とした集会室使用は禁止されております。使用承認書交付されている場合でも、営利目的と判断された場合はその場で利用不承認となることがありますのでご承知ください。

8 付帯設備追加のお支払い

- ・ 消費者生活センター1階うぐいす窓口(年間を通じて9:00から19:00まで)
- ・ *付帯設備は数が限られておりますので、ご利用できない場合もございます。

9 変更の場合

- ・ 消費者生活センター1階うぐいす窓口でお尋ねください。
- ・ *原則として、消費者生活センターでは、災害等のやむを得ない場合を除き、利用料金はお返しできません。

お問い合わせ 消費者生活センター 集会室(うぐいす)担当
電話 3736-7711